

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区定款変更認可
生活上消費者の登録変更届出期日
米飯提供業者の登録
代表者会議の区域の改正
結核病及びブルセラ病検査の実施
豚コレラ予防注射等の実施
- ◇雑報 市町村職員共済組合議員補欠選挙の期日

告示

鳥取県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規程により、米川土地改良区の定款変更について、昭和三十二年五月七日認可した。

昭和三十二年五月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第十八条第二項の規定により生活上等消費者が昭和三十年六月一日をもつて登録変更するため市町村長に届け出る期間を次のとおり定める。

昭和三十二年五月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十二年五月二十一日から二十三日まで

鳥取県告示第二百二十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基づき次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年五月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 氏名 名称又は屋号 住所 営業の場所
七〇八 山本正子 夕霧 米子市塩町六 住所に同じ

鳥取県告示第二百二十一号
昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号（農業委員会等に関する法律に基く代表者会議の区域について）の一部を昭和三十二年四月一日次のように改正した。

昭和三十二年五月十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

- 区域名及び区域内町村中
 - 「東伯郡西部地区 東伯郡のうち由良町、大栄町、東伯町、赤碕町、中山村」を
 - 「東伯郡西部地区 東伯郡のうち由良町、大栄町、東伯町、赤碕町」に
 - 「西伯郡東部地区 西伯郡のうち逢坂村、名和町、大山町、淀江町」に
 - 「西伯郡東部地区 西伯郡のうち中山町、名和町、大山町、淀江町」に

町、淀江町」に改める。

鳥取県告示第二百二十二号
次のように結核病及びブルセラ病検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十二年五月十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。
ただし生後六箇月、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
五 検査及び注射免除の方法
結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応検査及び試験管法検査

実施月日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	

五月十七日	五月二十日	米子市旧米子市	同上
"	"	米子市旧彦名、旧夜見	"
"	"	境港市旧余子	"
五月十八日	五月二十一日	米子市旧巖、旧五千石	"
"	"	西伯郡伯仙町旧大高	"
"	"	岸本町旧大幡幡郷	"

鳥取県告示第二百二十三号

次のように豚コレラ及び気腫その予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により豚、牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十二年五月十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 豚コレラ及び気腫その予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚コレラ予防注射——豚、ただし生後四十日、分娩前後一ヶ月以内のものを除く。
気腫その予防注射——牛、ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射免除の方法
豚コレラ予防注射——豚コレラ予防液皮下注射
気腫その予防注射——気腫その予防液皮下注射

射

